

資料編



# 1 壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画（第1期） 策定委員会委員名簿

| 氏 名     | 選出団体           | 備 考  |
|---------|----------------|------|
| 河野 邊 弘吉 | 壬生町自治会連合会      |      |
| 大島 菊夫   | 壬生町議会教育民生常任委員会 | 副委員長 |
| 安田 豊治   | 壬生町民生委員協議会     |      |
| 松野 直之   | 社会福祉法人せせらぎ会    |      |
| 田中 一男   | 壬生町身体障害者福祉会    |      |
| 飯野 恵美子  | 壬生町心身障害児者親の会   |      |
| 綱島 康博   | 壬生町医師会         | 委員長  |
| 永井 恵子   | 訪問看護ステーションみぶ   |      |
| 皆川 尚之   | 県南健康福祉センター     |      |
| 小平 政美   | 壬生町社会福祉協議会     |      |
| 大山 朝子   | 壬生町授産施設むつみの森   |      |
| 東海林吉利子  | 獨協医科大学病院       |      |
| 木塚 次子   | 栃木健康福祉センター     |      |
| 神永 榮    | 壬生町助役          |      |

（肩書きは当時）

**壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画（第２期）  
策定委員会委員名簿**

---

| 氏 名    | 選出団体           | 備 考  |
|--------|----------------|------|
| 布施木 善作 | 壬生町自治会連合会      |      |
| 楡井 聰   | 壬生町議会教育民生常任委員会 | 副委員長 |
| 戸崎 光三  | 壬生町民生委員協議会     |      |
| 松野 直之  | 社会福祉法人せせらぎ会    |      |
| 田中 一男  | 壬生町身体障害者福祉会    |      |
| 飯野 恵美子 | 壬生町心身障害児者親の会   |      |
| 綱島 康博  | 壬生町医師会         | 委員長  |
| 永井 恵子  | 訪問看護ステーションみぶ   |      |
| 小平 政美  | 壬生町社会福祉協議会     |      |
| 大山 朝子  | 壬生町授産施設むつみの森   |      |
| 東海林吉利子 | 獨協医科大学病院       |      |
| 神永 榮   | 壬生町副町長         |      |

## 2 用語解説(50 音順)

---

### <あ行>

#### あすてらす (あすてらす)

障がいのある方や高齢者などが地域で安心して自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供などの援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行う権利擁護事業。本町は「あすてらすしもつけ」が基幹的社協となっている。

#### アスペルガー症候群 (あすぺるがーしょうこうぐん)

発達障がい的一种で、言語の発達が比較的良好な広汎性発達障がい。知能が正常範囲である場合には、高機能自閉症とよばれることもあるが、その区別は大変難しい。

一般的に「知的障がいのない自閉症」ともよばれる。 → 発達障がい

#### 一次予防 (いちじよぼう)

病気の発生を防ぐため、生活習慣の改善や予防接種を受けること。

#### NPO (えぬぴーおー)

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization : NPO

非営利団体ともいう。ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う団体。

また、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。平成 10 年(1998 年) 3 月に「特定非営利活動促進法」が制定され、一定の条件を満たせば特定非営利活動法人(いわゆる NPO 法人) として法人格を得られることとなった。

### <か行>

#### 改正障害者雇用促進法 (かいせいしょうがいしゃこようそくしんほう)

従来の障害者雇用促進法に、①精神障がい者に対する雇用対策の強化、②在宅就業者に対する支援、③障がい者福祉施策との有機的な連携、の 3 点が主に盛り込まれた改正法。平成 18 年 4 月施行。

## 学習障害(LD) (がくしゅうしょうがい)

Learning Disorders 又は Learning Disabilities : LD

発達障がい的一种で、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

→ 発達障がい

## 筋萎縮性側索硬化症(ALS) (きんいしゆくせいそくさくこうかしょう)

Amyotrophic Lateral Sclerosis : ALS

脊髄や脳の運動神経が変性することで起こる疾病。難病の特定疾患に指定されている。

## グループ就労 (ぐるーぷしゅうろう)

一般就労を目指す障がいのある人を対象に、企業が数人の障がいのある人を雇用し、指導員による支援や相談を受けながら就労する制度。

## グループホーム (ぐるーぷほーむ)

地域社会の中の住宅で、共同で生活を営む知的障がい者や精神障がい者に対し、食事の提供や金銭管理の援助などの日常生活上の援助や、相談などを行うサービス。

## ケアマネジメント (けあまねじめんと)

援助を必要とする本人の社会生活上のニーズを充足させるために、適切な社会資源やサービスを結びつける手続のこと。

## 言語聴覚士 (げんごちょうかくし)

Speech Therapist : ST

言語障がい者(児)の診断・訓練・治療を行う専門職。言語発達遅滞、脳性マヒや口蓋裂による言語障がい・吃音・聴覚障がい・構音障がい・音声障がい・失語症・摂食嚥下障がいなどが主たる対象。

## 高機能自閉症（こうきのうじへいしょう）

発達障がい的一种で、およそ3歳までに現れるといわれ、①社会的関係の形成が困難、②ことばの発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわる、という3つを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

→ 発達障がい

## 高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）

交通事故による頭部外傷や脳血管疾患などにより、脳に損傷を受けると、運動機能や感覚機能だけでなく、言語、思考、記憶、行為、学習、注意など高次の精神機能の低下や喪失が生じる障がい。

## 交通バリアフリー法（こうつうぱりあふりーほう）

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律。平成12年施行。障がいのある人も高齢者も、誰もが自由に参加できるような社会を実現するために、公共交通機関のバリアフリー化を進めることを定めている。

## 広汎性発達障害（こうはんせいはいったつしょうがい）

自閉症を含め、自閉的な発達障がいを包括する広義の自閉的な発達障がい群をさす。①対人関係や社会性への障がい、②言葉を含むコミュニケーション能力の障がい、③執着的傾向あるいは反復的または常同的運動、という3つの特徴をもつことが多い

→ 発達障がい

## <さ行>

## 作業療法士（さぎょうりょうほうし）

Occupational Therapist : OT

精神医学とリハビリテーション医学の重要な一部門である作業療法を担当する専門職。国家資格職。

## 支援費制度（しえんひせいど）

平成 15 年度から導入された制度で、障がいのある人が自ら利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んだうえでサービスを利用する制度。平成 18 年度から障害者自立支援法施行により新たな制度へ移行した。

## 指定サービス事業所（していさーびすじぎょうしょ）

障害者自立支援法に基づく各種サービスを行うため、厚生労働省の定める人員や設備等の基準を満たし、都道府県から指定（認定）を受けたサービス提供事業所。

## 児童相談所（じどうそうだんじょ）

児童の福祉に関する専門機関。児童に関する様々な相談を受ける他、必要に応じて調査・判定・指導、児童の一時保護を行う。

## 自閉症（じへいしょう）

発達障がい的一种で、生まれつきの脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような 3 つの領域において一定基準以上の障がい認められる人が自閉症と診断される。①対人関係が希薄で社会性の発達が悪い。②ことばをはじめとするコミュニケーションがうまくとれない。③行動、興味が限られていたり、強いこだわりを持つ。  
→ 発達障がい

## 社会資源（しゃかいしげん）

社会的ニーズを充足するさまざまな物資や人材の総称。社会福祉施設、サービス、資金、制度、情報、知的・技能、人材など。

## 社会福祉士（しゃかいふくしし）

社会福祉士及び介護福祉法により位置づけられた福祉を専門に扱う資格。同法において「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と定義される。

## 重点施策実施 5 ヶ年計画（じゅうてんしさくじっしごかねんけいかく）

新障害者プランともいい、「障害者基本計画」に基づき、その前期（平成 15 年度～19 年度）の 5 年間に続き、後期（平成 20 年度～24 年度）において、重点的に取り組むべき課題について、120 の施策項目と 57 の数値目標、その達成期間を定めた。

## 手話通訳者（しゅわつうやくしゃ）

手話通訳が必要な個人・団体に対して派遣される通訳者のこと。障害者自立支援法の施行により、コミュニケーション支援事業は、地域活動支援事業の一つとして市町村の必須事業となる。聴覚障がい者とその周りの人との意思疎通を円滑なものにするために手話通訳者の派遣を実施している。

## 障害者週間（しょうがいしゃしゅうかん）

昭和 56 年の国際障害者年を記念し、障がい者問題について、国民の理解や認識を深めるとともに、障がいのある人の社会活動への参加意欲を高めることを目的として設けられた毎年 12 月 3 日～9 日の一週間。

「障害者週間」は障害者基本法で定められている。12 月 3 日は、昭和 57 年に国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して「国際障害者デー」とされており、12 月 9 日は昭和 50 年に、国連で「障害者の権利宣言」を採択した日になっている。

## 障害者就業・生活支援センター

### （しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）

障がいのある人が、就労したり生活していくために必要な相談や支援を受けることを目的に設立された機関。

## 障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスの一元化や利用者負担などを定めた法律。平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行。市町村を実施主体として、障がいのある人の地域生活への移行や就労に向けた施策を展開し、障がい者の自立を目指した支援を行う。

## 障害程度区分（しょうがいていどくぶん）

障害者自立支援法で定める障害福祉サービスを利用する際の必要な区分。町もしくは町が委託した相談支援事業所が区分判定の調査を行い、その結果を基に町の審査会にて障害程度区分を認定する。

区分は介護の必要度により、1 から 6 までの 6 段階に分けられる。

## 障害年金（しょうがいねんきん）

傷病により一定程度の障がいの状態になった者に対して支給される年金。国民年金法に基づく障害基礎年金と厚生年金保険法に基づいて支給される障害厚生年金とがある。

## 障害保健福祉圏域（しょうがいほけんふくしけんいき）

各市町村域でのサービス提供が難しいと判断される課題に対応するため、県が複数市町村での広域的な対応を促進するために設定した圏域。

栃木県には、宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛、の 6 つの障害保健福祉圏域があり、そのうち本町は県南障害保健福祉圏域に属する。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ）（しょくばてきおうえんじょしゃ）

障がいのある人が就労し、継続して働いていくために、職場において支援・指導を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣する制度。事業主等に対しても障がいのある人についての必要な情報を与える。

## 新障害者基本計画（しんしょうがいしゃきほんけいかく）

平成 15 年度から平成 24 年度までを期間とする国の障がい者計画。「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を基本理念とし、施策の基本的な方針をして①社会のバリアフリー化、②利用者本位の視点、③障がいの特性を踏まえた施策の展開、④総合的かつ効果的な施策の推進をあげている。

## 身体障害者相談員（しんたいしょうがいしゃそうだんいん）

身体障がい者の相談を受け、必要な援助を行う者。2 年の任期で都道府県が委託する。

## 身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの等級は1級から6級までである。

障がいの種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能障がいがある。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

## 生活支援ワーカー（せいかつしえんわーかー）

地域で単身で生活をしている知的障がい者の家庭や職場を訪問し、日常生活上の相談に応じて必要な助言や具体的な支援を行う者。

## 生活習慣病（せいかつしゅうかんびょう）

がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症など、普段の生活習慣（食生活、運動など）が原因で起こると考えられる病気群の総称。これらの病気は中高年での発症が多かったことから「成人病」と呼ばれていたが、近年では発症の年齢が低下してきたこともあり、「生活習慣病」という名称が多く使われるようになった。

## 生活の質（QOL）（せいかつのしつ）

Quality of Life：QOL

障がいのある人が、日常生活や社会生活において、自己決定・自己選択を行い、身体的・精神的・社会的に満足できる豊かな生活を送ること。人生の質ともいう。

## 精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの等級は1級から3級までである。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

## 精神保健福祉士（せいしんほけんふくしし）

精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助を行う専門職。

## 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等、権利を保護する援助者（成年後見人）を選ぶことで、法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「補佐」「補助」の3つの種類がある。

## 世話人（せわにん）

グループホームに配置され、グループホームで生活する者の日常生活の面倒をみる者。

## 相談支援専門員（そうだんしえんせんもんいん）

障がい福祉サービスの利用に必要な情報提供や利用計画の作成、アセスメント等を行い、障がい者の生活を総合的に支援する者。一定期間の実務経験を有し、都道府県の行う研修を定期的に受ける必要がある。

## <た行>

## 地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

地域の実情に応じて、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。

## 地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

地域住民等の参加を得て、地域における福祉サービスの利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進等を図るため、市町村は社会福祉法第 107 条により計画を策定することとされる。

## 知的障害者相談員（ちてきしょうがいしゃそうだんいん）

知的障がい者やその保護者の相談を受け、更生に必要な援助を行う者。知的障害者福祉法に基づき都道府県が委託する。

## 注意欠陥多動性障害(ADHD)（ちゅういけっかんたどうせいしょうがい）

Attention Deficit Hyperactive Disorder : ADHD

発達障がいの一種で、生活年齢や精神年齢に比べて、不適當な注意力障がい、衝動性や多動性などの行動を示す障がい。勉強や仕事などに細かい注意を払うことができずに、誤りを起こすことが多かったり、物をなくす、話しかけられても聞いてないことが多い、順番を待つ・じっと座っていることなどが苦手などの特徴を持つ。 → 発達障がい

## 通勤寮（つうきんりょう）

就労しているまたは就労先が決まっている知的障がい者が入所して利用する施設。施設生活と日常の社会生活の間の中間として位置づけられる福祉施設。

## てんかん

さまざまな原因によって起こる脳の疾患で、身体がけいれんする、意識を失うなどの症状が繰り返し見られる。

## 統合失調症（とうごうしちょうしょう）

精神疾患の一つとされており、幻聴や妄想のほか、引きこもりや集中力の低下、心身が疲れやすくなるといった症状がある。2002年まで精神分裂病と呼ばれていた。

## 特定疾患患者介護手当（とくていしっかんかんじゃかいごてあて）

特定疾患患者を介護する者に対して支給する手当。

## 特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

2001 年より、「特殊教育」に変わって障がいのある児童の教育を表す呼称。2006 年、「学校教育法等の一部を改正する法律案」が成立し、2007 年 4 月より盲・聾・養護学校は「特別支援学校」、特殊学級は「特別支援学級」となり、従来の障がいのある児童に加え、発達障がいのある児童に対しても充実した支援を提供する体制となる。

## 特別支援教育コーディネーター（とくべつしえんきょういくこーでいねーたー）

小・中学校における特別支援教育を推進する役割を持つ。文部科学省が示す主な役割としては、①校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する相談窓口、③担任への支援、④巡回相談や専門家チームとの連携、⑤校内委員会の推進役といったものがあげられる。

## 特別児童福祉手当（とくべつじどうふくしてあて）

重度の障がいを持つ 20 歳未満の児童と同居している保護者等に対して支給する手当。

## 特別児童扶養手当（とくべつじどうふようてあて）

中程度以上の障がいを持つ 20 歳未満の児童と同居している保護者等に支給する手当。

## 特別障害者手当（とくべつしょうがいしやてあて）

20 歳以上の在宅で生活している重度障がい者であって、常時介護を必要とする者に支給する手当。

## とちぎ権利擁護センター（とちぎけんりようごせんたー）

高齢者や障がいのある人の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活が送れるように、生活や福祉サービスの利用などに関する様々な相談に応じて支援を行う機関。

→ あすてらす

## 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 (とちぎけんひとにやさしいまちづくりじょうれい)

不特定多数の人間が利用する公共施設(公園、道路、劇場、公共交通機関等)のバリアフリー化を進めるため、建築物の新築、改築の際の整備基準を設けたもの。平成 12 年 10 月施行。

## 〈な行〉

### 難病 (なんびょう)

医学的に明確に定義されている用語ではないが、治療が難しく、慢性の経過をたどる可能性があり、経済的な負担だけでなく介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のことを「難病」という。

また、難病のうち、特に全国規模での研究が必要な疾患のことを「特定疾患」といい、現在は 123 種類の特定疾患がある。

18 歳以上は一般特定疾患(国指定 45 疾患及び栃木県独自指定 5 疾患)、18 歳未満の児童は小児慢性特定疾患(11 疾患群・514 疾患)として、研究事業を実施し、治療の確立と普及を図るとともに、医療費の負担軽減や福祉サービスを行っている。

### 日常生活自立支援事業 (にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう)

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用の援助等を行う事業。 → とちぎ権利擁護センター

### 日常生活動作 (にちじょうせいかつどうさ)

Activities of Daily Living: ADL

人が、自立して生活するため行う基本的であり、日々の生活の中での身の回りの動作や、生活に関する動作のこと。

### ノーマライゼーション (のーまらいぜーしょん)

障がいを持っている人でも、障がいのない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みのこと。また、その考え方。

## 〈は行〉

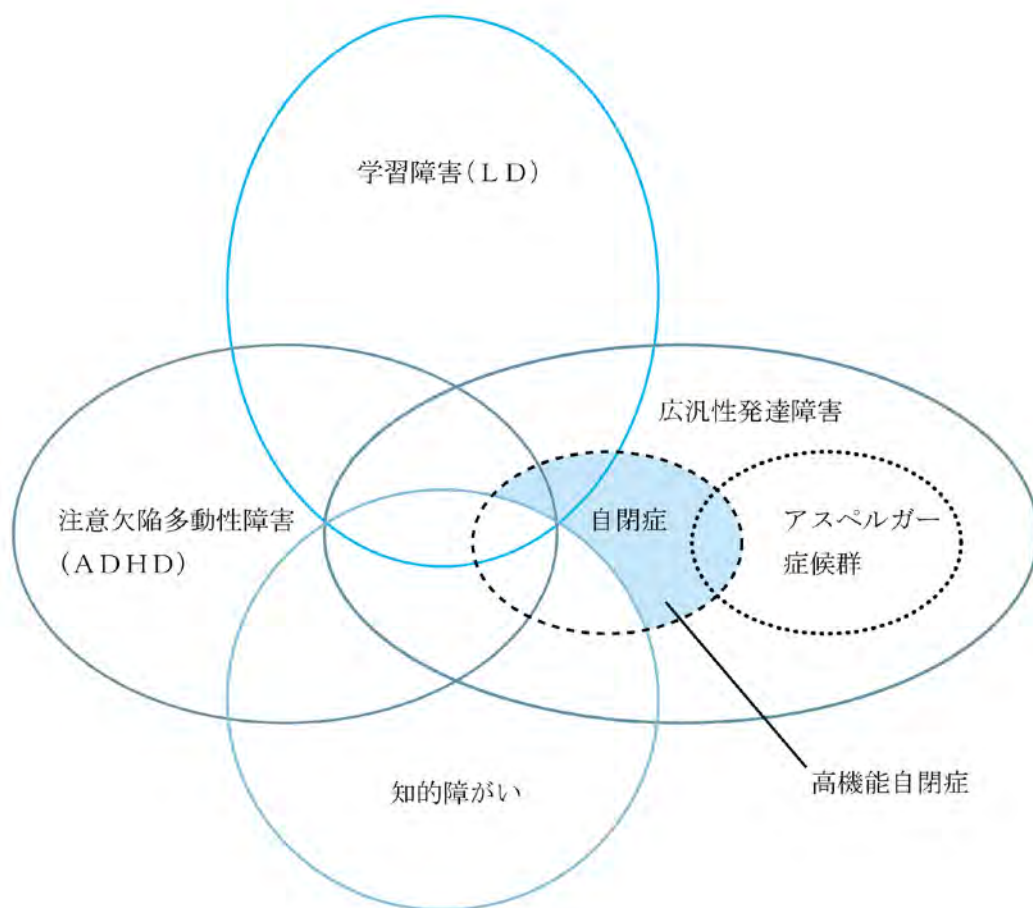
### ハートビル法（はーとびるほう）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。平成6年施行。病院や劇場等、不特定多数の人が利用する特定建築物を構築しようとするものに対して、その出入口、廊下、階段などについて、高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できるようにするための努力義務を課している。

### 発達障がい（はったつしょうがい）

発達障害者支援法における発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

発達障がいは、法で定義される個々の障がいが重複して表れるケースのほか、知的障がいを含むケースもあり、それぞれに応じた対応が必要となる。



## バリアフリー（ばりあふりー）

障がいのある人や高齢者等が社会参加する際、障壁となる物理的なバリアや社会的・制度的なバリアを解消するための取り組みをいう。

また、バリアが解消された状態のことをいう。

## バリアフリー新法（ばりあふりーしんぽう）

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。平成 18 年 6 月 21 日成立（法律第 91 号）、同年 12 月 20 日に施行。高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めることとした法律。

## ハローワーク（はろーわーく）

公共職業安定所。職を求める人間と人材を求める事業所の仲介や斡旋を行う公的機関。

## 福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

授産施設や小規模作業所、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスにおいて提供される労働の場があり、そこで行われる活動のこと。

## 法定雇用率（ほうていこようりつ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の従業員数を上回る規模の企業に対して、障がいのある人（身体・知的・精神）の雇用を一定の割合以上で雇用する義務があり、この割合のことを法定雇用率という。一般の民間企業の法定雇用率は 1.8%となる。

## 保健師（ほけんし）

保健師助産師看護師法において「厚生大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」と定義される。健康の保持増進、疾病の予防、早期発見と早期治療（療育）、健康教育などを業務とする。

## 〈ま行〉

### 民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員は民生委員法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。住民の生活状態を把握し、自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行う。

児童委員は児童福祉法に基づき市町村に配意される民間の奉仕員。厚生労働大臣の委嘱を受ける。民生委員が児童委員を兼務する。

福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

## 〈や行〉

### 要援護者台帳（ようえんごしゃだいちょう）

災害緊急時において、避難するにあたり支援を必要とする障がいのある人や高齢者等の情報を取りまとめた台帳のこと。この台帳を基に、自治防災組織等が障がいのある人や高齢者等の避難支援や安否確認を行う。

### 要約筆記奉仕員（ようやくひっきほうしん）

聴覚障がい者のためのコミュニケーション保障の手段の一つの方法。話の内容を、手話ではなく文字にして伝える筆記通訳。「話すスピード」は「書くスピード」より数倍も速く全部を文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。

## 〈ら行〉

### ライフステージ（らいふすてーじ）

人の成長に応じた年齢段階。乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期などに分けられる。

## 理学療法士（りがくりょうほうし）

Physical Therapist：P T

障がい者の機能障がいや能力障がいを改善するため、理学療法を用いる専門職。国家資格職。

## リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障がいのある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、地域において障がいのある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションをめざす理念。

## 療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。障がいの等級は各都道府県により異なり、栃木県では「A 1」、「A 2」、「B 1」、「B 2」の4段階に分けられる。

## 臨床心理士（りんしょうしんりし）

医療、福祉、教育相談などの機関において、心理臨床活動に従事する者。



---

## 壬生町障がい者基本計画・障がい福祉計画（第２期）

発行：平成 21 年 3 月

編集：壬生町 民生部 健康福祉課 社会福祉係

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町 12 番 22 号

Tel 0282(81)1829 Fax 0282(81)1121

<http://www.town.mibu.tochigi.jp>

---